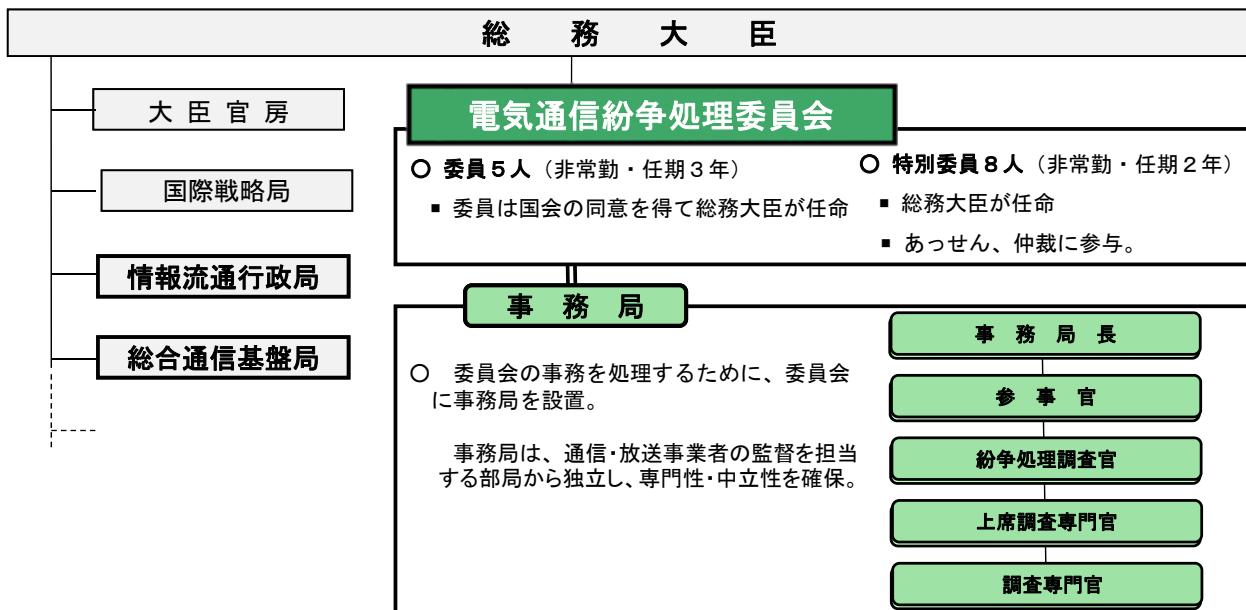


電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業者間、放送事業者間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。

- ・平成13年11月、「電気通信事業紛争処理委員会」として発足。
- ・平成23年6月、放送分野の紛争が追加され、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更。



2. 委員会の機能

あっせん・仲裁

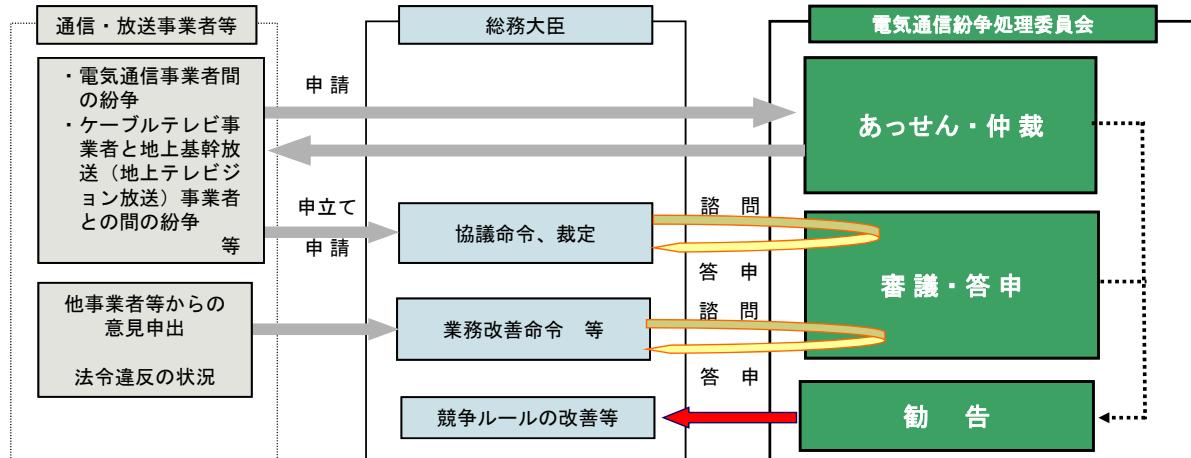
- 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」又は「仲裁」を実施。

諮問に対する 審議・答申

- 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、**諮問を受け、審議・答申**。

勧告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、**競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告**。



相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<input type="checkbox"/> 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項) <input type="checkbox"/> 電気通信設備の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) <input type="checkbox"/> 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) <input type="checkbox"/> 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第156条第2項)	あっせん 仲裁	協議命令 又は裁定 (注)
	<input type="checkbox"/> 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間 【91頁2-(17) 参照】	<input type="checkbox"/> コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	<input type="checkbox"/> 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更しようとする者と他の無線局(※)の免許人等との間 【96頁3-(6) 参照】	<input type="checkbox"/> 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の35第1項及び第3項) (※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る(電波法第27条の35第1項)	あっせん 仲裁	—

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

事業者等相談窓口とは？

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- ◆ 相談は、無料・非公開。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL. 03-5253-5500

FAX. 03-5512-2502

[電話受付時間] 平日9:30～12:00/13:00～17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp